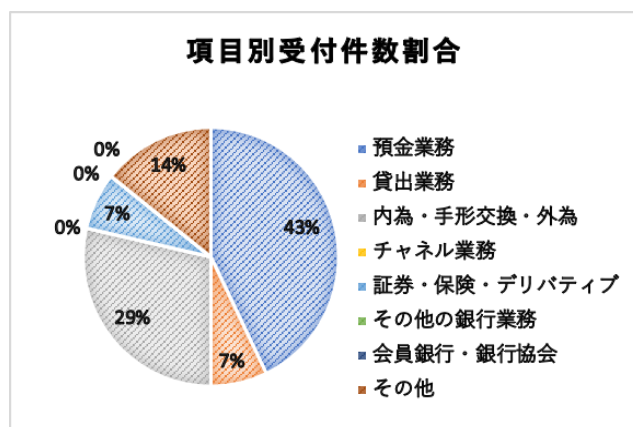
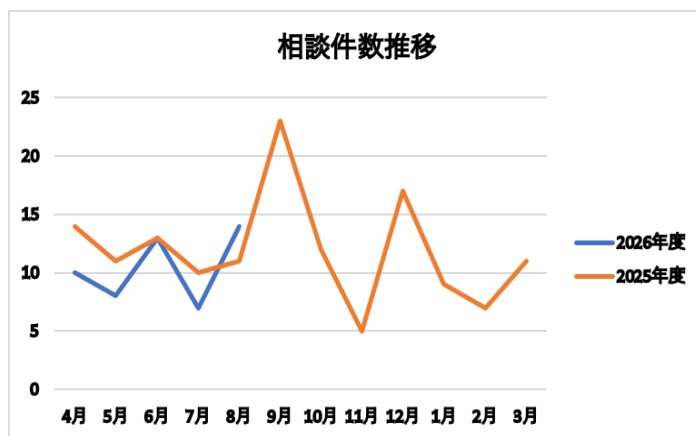


1. 受付件数の状況



- 相談件数は、今月は14件と、今年度最高件数を記録した。（前月比+7件、前年同月比+3件）
- 項目別受付件数割合では、「預金業務」が6件と最も多く、「内国為替業務」が4件、「その他」が2件であった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・預金保険制度は20年前と変わっていないか。
- ・父が入院しており、自分で銀行に行けないため、娘である自分が父の依頼を受けてキャッシュカードでお金を引き出しているが、これはまずいことか。
- ・父が亡くなったが、どこの銀行で口座を保有していたか銀行協会調べてもらうことは可能か。

□貸出業務

- ・住宅ローンの契約書の金利欄が間違っていたとの理由で銀行が訂正印を求めてきたが、このような訂正方法で問題ないのか。

□内国為替業務

- ・銀行から自分が行った振り込みについて内容を尋ねるレターが届いたが、回答しなければならぬのか。
- ・3万円の現金振込で本人確認書類の提示を求められたが、この程度の金額で本当に必要なのか。
- ・振込先銀行名の一部を書き漏れていたが窓口で受理された。帰宅後電話をもらい口頭確認だけで訂正手続きが完了したが、これでよいのか。

3. トピックス

□弊社ホームページのQ&Aや金融用語の解説をご利用ください。

日頃疑問に思う銀行業務に関してわかりやすく説明したQ&Aや、なかなか理解しづらい金融機関独特の用語についての解説などを弊社ホームページに掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください。（弊社ホームページ <https://www.nagoya-ba.or.jp/>）

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。